

平成24年度

第163回宮城県都市計画審議会議案書

平成25年3月

宮城県都市計画審議会

# 第163回宮城県都市計画審議会

と き 平成25年3月19日(火)

午後3時00分

と ころ 宮城県行政庁舎

4階 特別会議室

## 次 第

1 開 会

2 報 告

第162回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議 案

議案第2280号ほか 3件

4 閉 会

# 目 次

## 1 報 告

第162回宮城県都市計画審議会議案の処理について……………	3
-------------------------------	---

## 2 議 案

議案第2280号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について …	6
議案第2281号 山元都市計画都市高速鉄道の決定について …	9
議案第2282号 亘理都市計画都市高速鉄道の決定について …	12
議案第2283号 特殊建築物の敷地の位置について ……………	15

## 第 1 6 2 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第 2269 号	栗原市	栗原都市計画道路の変更について	(手続き中)
宮城県	第 2270 号	美里町	大崎広域都市計画道路の変更について	平成 25 年 3 月 1 日 宮城県告示第 147 号
宮城県	第 2271 号	白石市 角田市 蔵王町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町	白石都市計画区域、角田都市計画区域、蔵王都市計画区域、大河原都市計画区域、村田都市計画区域、柴田都市計画区域、川崎都市計画区域及び丸森都市計画区域の変更について	(手続き中)
宮城県	第 2272 号	白石市 角田市 蔵王町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町	白石都市計画区域、角田都市計画区域、蔵王都市計画区域、大河原都市計画区域、村田都市計画区域、柴田都市計画区域、川崎都市計画区域及び丸森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	(手続き中)
宮城県	第 2273 号	白石市 角田市 蔵王町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町	白石都市計画、角田都市計画、蔵王都市計画、大河原都市計画、村田都市計画、柴田都市計画、川崎都市計画及び丸森都市計画道路の変更について	(手続き中)
宮城県	第 2274 号	川崎町	川崎都市計画公園の変更について	(手続き中)
宮城県	第 2275 号	白石市 角田市 蔵王町 大河原町 村田町 柴田町 丸森町	白石都市計画、角田都市計画、蔵王都市計画、大河原都市計画、村田都市計画、柴田都市計画及び丸森都市計画下水道の変更について	(手続き中)
宮城県	第 2276 号	角田市	角田都市計画河川の変更について	(手続き中)

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第 2277 号	名取市	特殊建築物の敷地の位置について	(手続き中)
宮城県	第 2278 号	大郷町	特殊建築物の敷地の位置について	平成 25 年 3 月 8 日 建築許可第 H24-11 号
宮城県	第 2279 号	女川町	石巻広域都市計画事業 女川町被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について	下記のとおり

【議案第 2279 号】の処理結果について

- 1 平成 25 年 2 月 13 日付け都市第 577 号で、知事から施行者である女川町長に対し、議決結果及び附帯意見の内容について通知した。  
(審議結果及び附帯意見の内容は次頁の答申のとおり)
- 2 平成 25 年 2 月 13 日付け都市第 577 号で、知事から意見書提出者に対し、意見書が不採択となった旨を通知した。  
なお、平成 25 年 2 月 22 日に、町担当者も同席の上、県担当者から意見書提出者に対し、県都市計画審議会の審議結果を直接説明したところ、次のとおりであった。
  - ・審議結果については了解していただいた。
  - ・意見書提出者としては、これまで町から事業の全体像に関する説明はあったが、もっと個別の事情に応じた細かい説明が欲しかったとのこと。
  - ・県としては、今後、町が関係権利者との間で十分なコミュニケーションをとりながら事業を進めていくよう指導していきたい。



仙塩広域都市計画区域区分の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

## 仙塩広域都市計画の区域区分の変更 (宮城県決定)

### 1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

計画図表示のとおり市街化調整区域から市街化区域に変更する

### 2. 人口フレーム

区 分	年 次	基準年	目標年
		平成17年	平成32年
都市計画区域内人口		1,387千人	1,382千人
市街化区域内人口		1,305千人	1,311千人
	配分する人口	—	(1,307.0千人) 1,307.8千人
	保留する人口	—	(4.0千人) 3.2千人
	特定保留	—	3千人
	一般保留	—	(1.0千人) 0.2千人

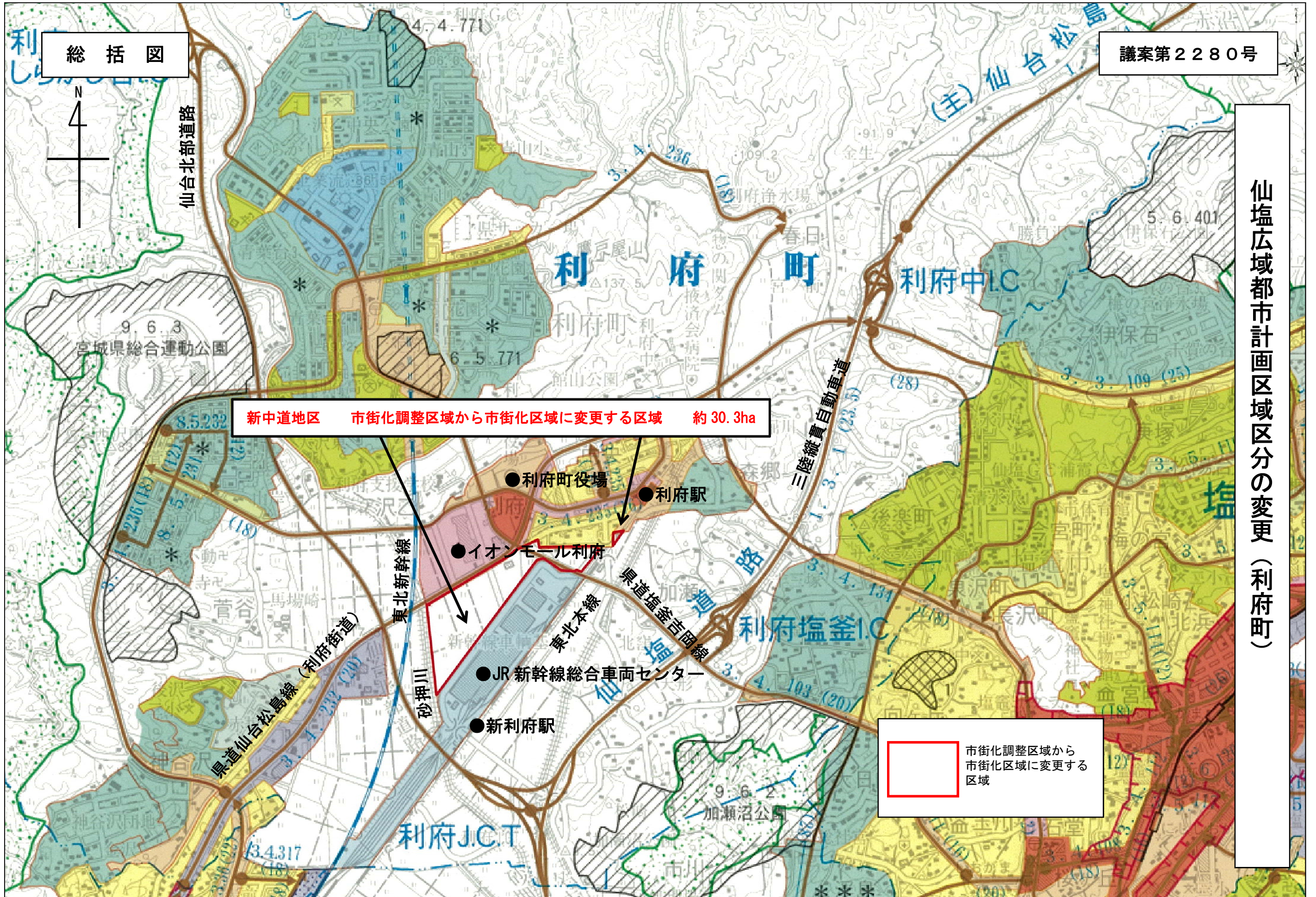
※括弧内の数字は、今回変更前の数値を示す。

### 3. 変更の理由

都市計画法第6条の2により定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においては、事業の確実性が得られた段階で市街化区域に編入していく地区を、市街化区域編入予定地区として位置付けている。

平成22年5月に決定した同方針の市街化編入予定地区のうち、利府町新中道地区について、組合施行による土地区画整理事業の確実性が得られたことから、良好な市街地を形成するため、市街化区域に編入するものである。





新中道地区 市街化調整区域から市街化区域に変更する区域 約30.3ha

市街化調整区域から市街化区域に変更する区域

山元都市計画都市高速鉄道の決定について

根拠条文：東日本大震災復興特別区域法第48条第7項

都市計画案：別紙のとおり

山元都市計画都市高速鉄道の決定  
〔山元町復興整備計画（宮城県決定）〕

都市計画都市高速鉄道を次のように決定する。

名 称		位 置			区 域	構 造		備考
番号	路線名	起点	終点	主 な 経由地	延長	構 造 形 式	地 表 式 の 区 間 に お け る 幹 線 と の 交 差 の 構 造	
1	東日本旅客鉄道株式会社常磐線  内 訳	山元町坂元字新江中子	山元町山寺字西牛橋	山元町坂元字町東山元町浅生原字新田	約 12,010m			
		山元町坂元字新江中子	山元町坂元字新江中子		約 280m	嵩上式		
		山元町坂元字新江中子	山元町坂元字雷神		約 350m	掘割式		
		山元町坂元字雷神	山元町坂元字新水神		約 370m	嵩上式		
		山元町坂元字新浜原	山元町坂元字放森		約 400m	嵩上式		
		山元町坂元字熊ノ作	山元町坂元字向山		約 400m	掘割式		
		山元町坂元字向山	山元町坂元字砂留内		約 1,620m	嵩上式		
		山元町坂元字戸花山	山元町高瀬字諏訪原		約 440m	地下式		
		山元町高瀬字紅葉	山元町山寺字稻生		約 2,760m	嵩上式		
					約 5,390m	地表式		
なお、山元町浅生原字館新田地内に山下駅を、山元町坂元字町東地内に坂元駅を設ける。								

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

東日本大震災の津波により被災した東日本旅客鉄道常磐線について、山元町震災復興計画との整合を図り、駅や鉄道の利用者への安全を確保するため、新たに都市高速鉄道を決定するもの。

山元都市計画都市高速鉄道の決定(山元町)



凡 例	
<span style="color: red;">■</span>	決定する区域
<span style="border: 1px dashed red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	都市計画区域

1号 東日本旅客鉄道株式会社常磐線 L=約12,010m

互理都市計画都市高速鉄道の決定について

根拠条文：東日本大震災復興特別区域法第48条第7項

都市計画案：別紙のとおり

亶理都市計画都市高速鉄道の決定  
〔亶理町復興整備計画（宮城県決定）〕

都市計画都市高速鉄道を次のように決定する。

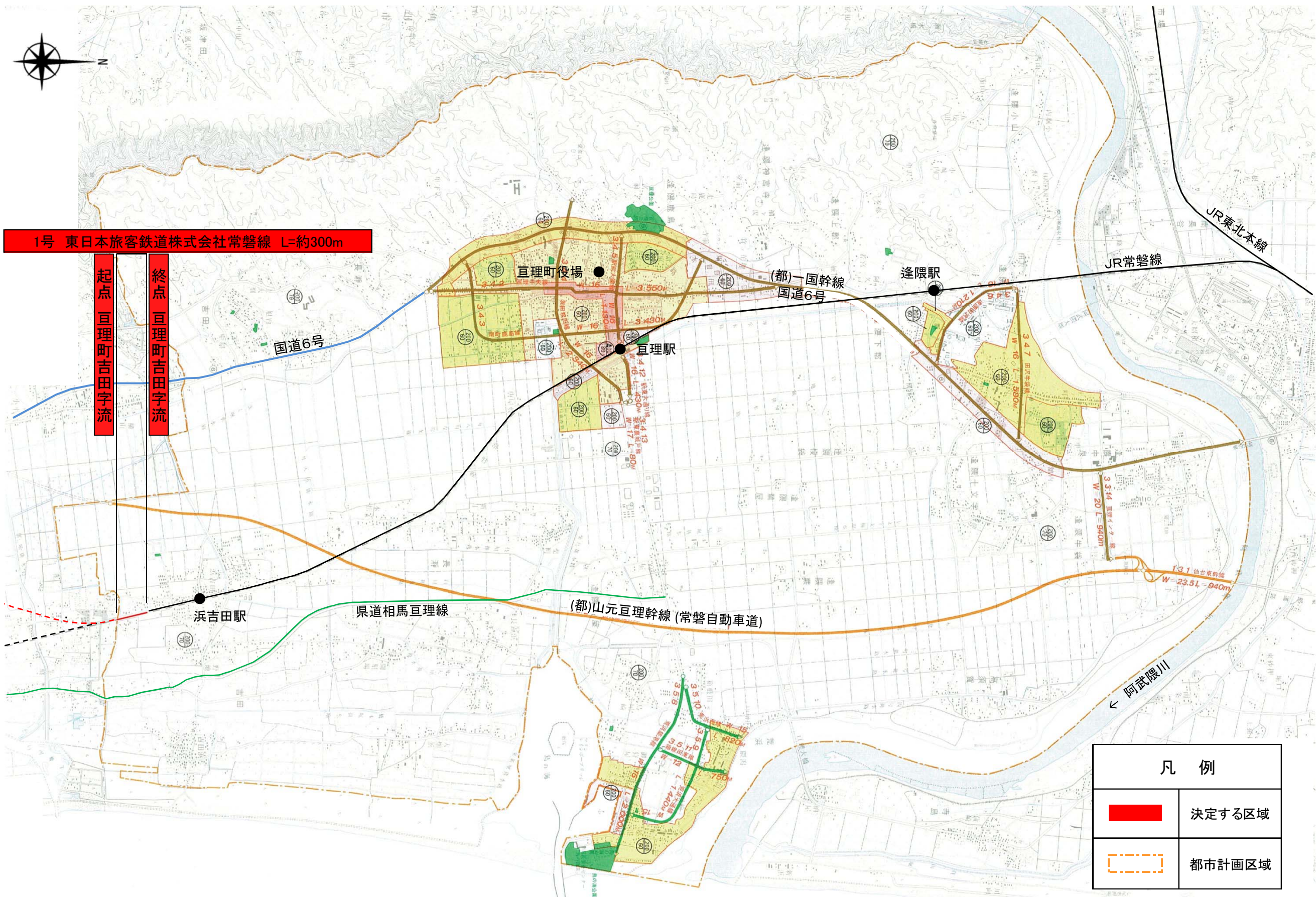
名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番号	路線名	起点	終点	主 な 経由地	延長	構 造 形 式	地表式の 区間にお ける幹線 街路との 交差の構 造	
1	東日本旅客鉄道株式会社常磐線	亶理町吉田字流	亶理町吉田字流	亶理町吉田字流	約 300m	地表式	—	

「区域及び構造は計画図表示の通り」

理 由

東日本大震災の津波により被災した東日本旅客鉄道常磐線について、山元都市計画と整合を図り、駅や鉄道の利用者への安全を確保するため、新たに都市高速鉄道を決定するもの。

亶理都市計画都市高速鉄道の決定(亶理町)



## 特殊建築物の敷地の位置について

根拠条文：建築基準法第51条ただし書き

都市計画案：別紙のとおり



## 特殊建築物の敷地の位置について

下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

記

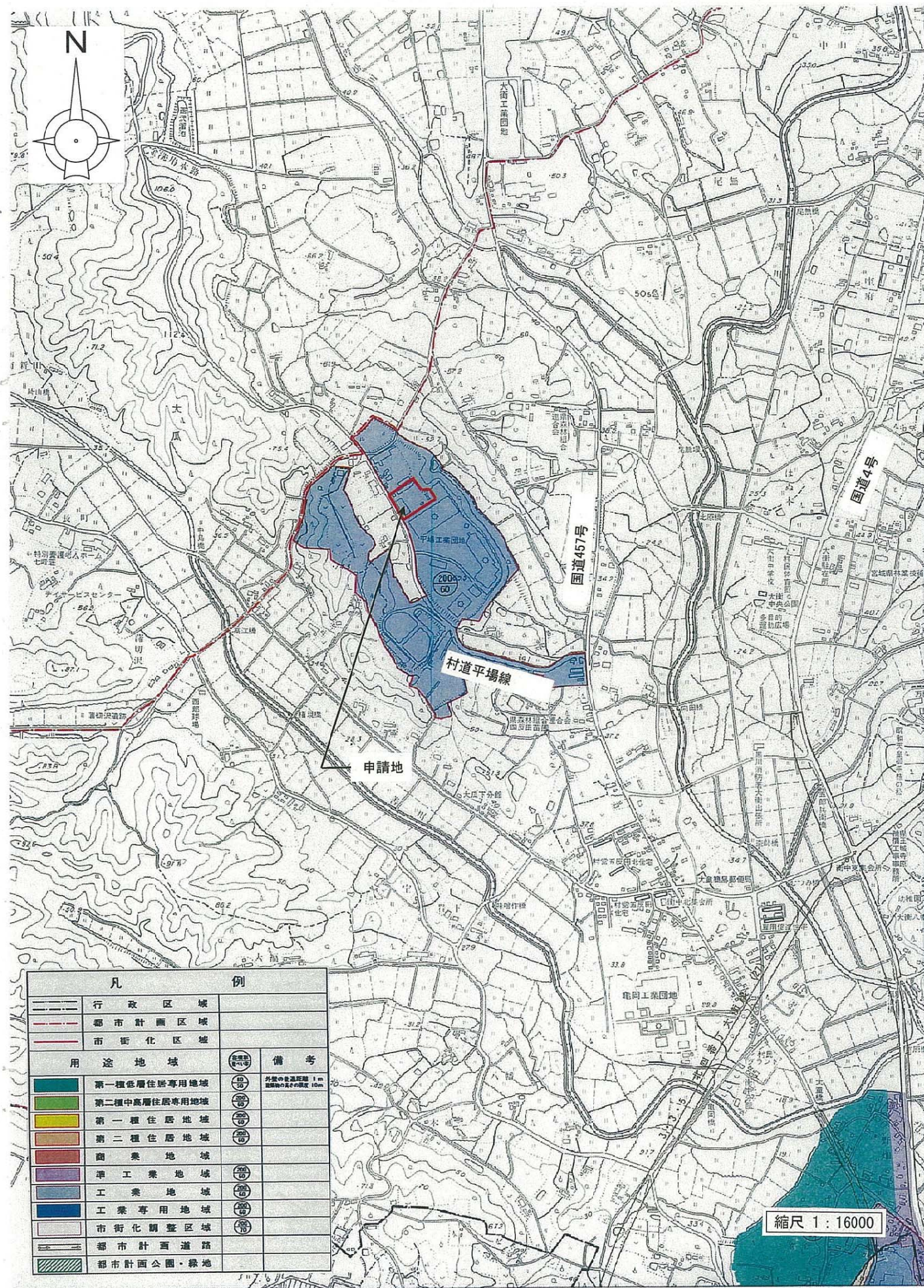
施設名称	産業廃棄物処理施設	
建築主	北海道帯広市大通南十六丁目 18 番地 株式会社 三光産業 代表取締役 高橋繁樹	
敷地	位置	黒川郡大衡村大瓜字平場 23-1 及び 42-1
	面積	8,642.99 m <sup>2</sup>
	用途地域	工業地域
建築物	用途	産業廃棄物中間処理施設
	工事種別	用途変更
	構造, 規模等	①工場兼倉庫 鉄骨造 平家建 延べ面積 1,110.00 m <sup>2</sup> (既存) ②倉庫 鉄骨造一部木造 2階建 延べ面積 695.12 m <sup>2</sup> (既存) ③事務所 木造 2階建 延べ面積 138.78 m <sup>2</sup> (既存) 計 1,943.90 m <sup>2</sup>
	処理施設及び処理能力	産業廃棄物中間処理 ・廃プラスチック類の破砕 : 54.88t/日 ※破砕処理能力が 6t/日を超えるため許可必要
	処理方法	破砕機による破砕処理
その他		

### ※ 参考

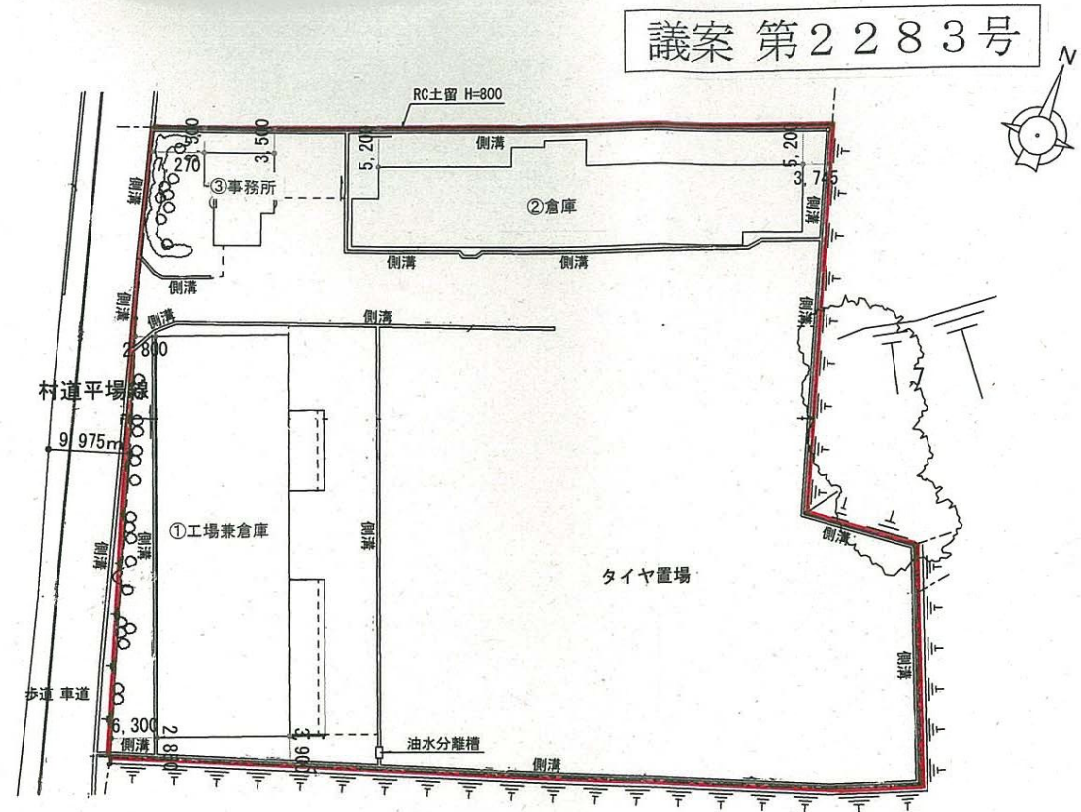
#### <建築基準法抜粋>

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

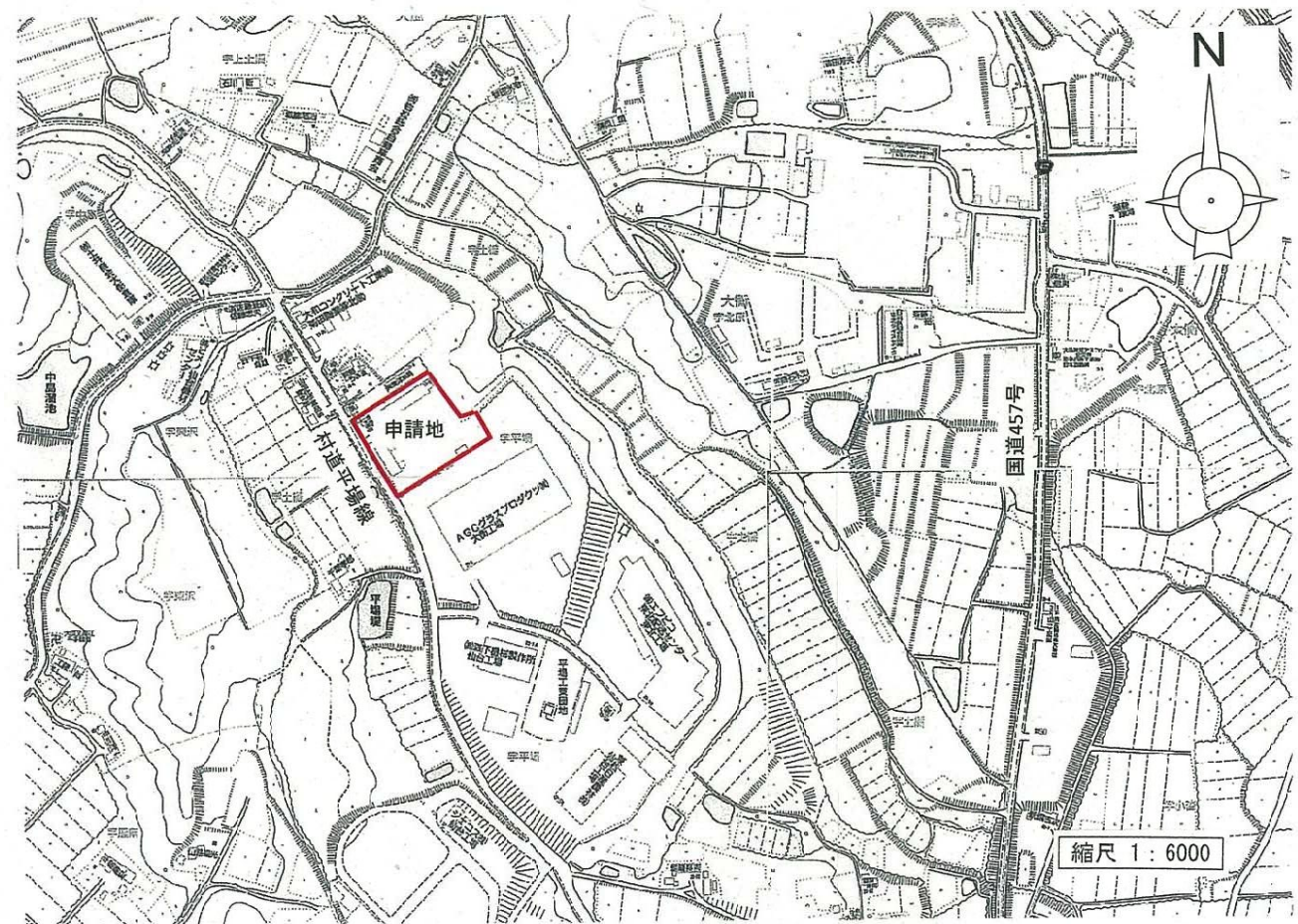
第 5 1 条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地の位置が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。



< 位置図 >



< 配置図 S=1:1000 >



< 付近見取図 >

特殊建築物の敷地の位置について(大衡村)